

6次化商品情報発信事業方針

令和元年10月30日

1 目的

県南地方の6次化を推進するためには、開発した商品の消費者への実践者自らによるPR、販路拡大等が必要であり、「しらかわ・地域産業6次化推進協議会」（事務局：福島県県南農林事務所企画部）ではこれを支援することとしている。

事務局である県南農林事務所企画部（以下、事務局とする。）が【6次化の商品情報の取得】をし、【ウェブサイトによる情報発信及び随時更新】をして消費者にPRし、もって、地域の6次化商品の知名度、地域ブランド力の向上に資することを目的とし、併せて、事務局の持続的な6次化推進体制の確立を図ることを目的として、この事業を令和元年度より実施する。

2 募集する商品

(1) 商品の名称

『県南6次化新商品（候補）』

平成29年1月1日以降に新発売（又は、改良）された全商品

『県南6次化主力商品（候補）』

既存の主力商品。『県南6次化新商品（候補）』との重複は可。

(2) 商品の条件（審査項目）

ア 一次審査

- ①平成29年1月1日以降に新発売（又は、改良）されていること。
- ②募集日現在、通年販売されていること。なお、季節商品は可。
- ③製造者or販売者が福島県内に拠点を有する事業者であること。
- ④主要な原料が福島県産農林水産物であること。

イ 二次審査

- ①農林事務所、保健所にラベル、パッケージ等の確認をしていること。
- ②（様式2）商品登録様式の項目が漏れなく記入されていること。
- ③しらかわ・地域産業6次化ネットワーク会員であること。

3 ウェブサイトに掲載する商品

【県南6次化新商品】

2（2）の条件を満たす『県南6次化新商品（候補）』全て。

【県南6次化PR商品】

事務局が審査し、特に県南地方をPRすると認める商品。対象者当り最大2点程度。2（2）の条件を満たす『県南6次化主力商品（候補）』から選定する。

【掲載商品】

【県南6次化PR商品】に選定されなかった、2（2）の条件を満たす『県南6次化主力商品（候補）』。

4 事業内容

事務局は、事業対象者（以下、対象者とする。）から掲載の候補となる商品を募集し、一次・二次審査を通過した商品を事務局のウェブサイトに掲載して、情報発信をする。

次年度以降は、事務局は対象者から情報を取得し、審査したうえ情報を更新するとともにウェブサイトを更新して情報発信を継続する。

(1) 商品の募集、一次審査

事務局は、『県南6次化新商品(候補)』『県南6次化主力商品(候補)』を募集し、対象者等は(様式1)申込書(全2枚)を提出する。

事務局は、2(2)の条件を審査し、審査結果を対象者に通知する。

(2) 商品情報等の収集、二次審査

事務局は、数回、対象者を訪問し、「商品」「農産物の生産状況」「商品の加工・製造状況」等の【商品開発に関する写真の撮影】をするほか、商品への思いやPR等の【対象者の声の音声収録】をすることにより、商品開発に関する情報を収集する。

事務局は、2(2)の条件を審査し、審査結果を対象者に通知する。

(3) 掲載商品の決定【県南6次化新商品】

事務局は、二次審査を通過した『県南6次化新商品(候補)』を【県南6次化新商品】として決定する。

(4) 掲載商品の決定【県南6次化PR商品】【掲載商品】

事務局は、二次審査を通過した『県南6次化主力商品(候補)』から、特に県南地方をPRすると認める商品を【県南6次化PR商品】、それ以外を【掲載商品】として決定する。

(5) ウェブサイトへの掲載方法

事務局は、収集した情報を編集し、【商品の写真】ほかを事務局のウェブサイトに掲載する。

(6) 情報の更新

事務局は、毎年、情報を更新する。

原則として、対象者から掲載の希望があり、又、対象者の協力が得られる商品を継続して掲載する。

3 事業対象者

6次化商品製造者のうち、しらかわ・地域産業6次化ネットワーク会員(申込み時点では、会員でなくても可)。

※会員の要件(抜粋)

農業経営者、食品関連・農業参入企業ほか、地域産業6次化に関心と意欲のある個人・法人・団体。詳細については、(別紙)設置要領のとおり。

4 募集期間

~~令和元年10月31日(木)まで~~ 令和元年11月22日(金)まで

※期限を超過したものについては、次年度事業としての実施を検討する。

5 申込み先

福島県県南農林事務所企画部(しらかわ・地域産業6次化推進協議会事務局)

〒961-0971 白河市昭和町269(合同庁舎4階)

電子メール shirakawa_6@pref.fukushima.lg.jp

FAX 0248-23-1590

6 留意事項

(1) 【県南6次化新商品】は例年、福島県農産物流通課が作成している「新商品カタログ」に掲載する予定である。

(2) この事業方針は、年度途中で変更する場合がある。

6次化商品情報発信事業の流れ

◆商品の募集：令和元年10月31日（木）まで 令和元年11月22日（金）まで

- ・6次化商品情報発信事業方針に基づき、『県南6次化新商品（候補）』『県南6次化主力商品（候補）』を募集します。条件に該当し、事務局（福島県県南農林事務所）ウェブサイト掲載によるPRを希望する商品がある場合は、（様式1）申込書を提出してください。

◇事業対象者：6次化商品製造者

◇募集する商品

1 『県南6次化新商品（候補）』

平成29年1月1日以降に新発売（又は、改良）された全商品

2 『県南6次化主力商品（候補）』

既存の主力商品。『県南6次化新商品（候補）』との重複は可。

◆一次審査：提出後、2週間程度以内に結果を通知

◇商品の条件（一次）

- ①平成29年1月1日以降に新発売（又は、改良）されていること。
- ②募集日現在、通年販売されていること。なお、季節商品は可。
- ③製造者or販売者が福島県内に拠点を有する事業者であること。
- ④主要な原料が福島県産農林水産物であること。

◆商品情報等の収集：一次審査通知後、1ヶ月程度以内から開始

- ・数回、対象者を訪問し、「商品」「農産物の生産状況」「商品の加工・製造状況」等の【商品開発に関する写真の撮影】をするほか、商品への思いやPR等の【対象者の声の音声収録】をすることにより、商品開発に関する情報を収集します。

◆二次審査：商品情報等の収集終了後、2週間程度以内に結果を通知

◇商品の条件（二次）

- ①農林事務所、保健所にラベル、パッケージ等の確認をしていること。
- ②（様式2）商品の概要の項目が漏れなく記入されていること。
- ③しらかわ・地域産業6次化ネットワーク会員であること。

※ネットワーク会員に未加入の方は、ご加入ください。

◆掲載商品の決定：12～2月

- ・特に県南地方をPRすると認める商品を【県南6次化PR商品】とします。

募集時の名称

掲載商品の名称

『県南6次化新商品（候補）』 → 【県南6次化新商品】

『県南6次化主力商品（候補）』 → 【県南6次化PR商品】 【掲載商品】

◆ウェブサイトへの掲載方法、情報の更新：12～3月

- ・【商品の写真】ほかを事務局のウェブサイトに段階的に掲載します。
- ・毎年、情報を更新します。（原則として、対象者から掲載の希望があり、又、対象者の協力が得られる商品に限ります。）

問合せ先：福島県県南農林事務所企画部

電話：0248-23-1576 メールアドレス：shirakawa_6@pref.fukushima.lg.jp

6次化商品情報発信事業 申込書

私は、事業の趣旨を理解したうえで商品の掲載を申し込みます。

また、提出する書類には虚偽なく記入し、関係法令を遵守したうえで事業を実施します。

万一、違反・虚偽の事実が判明した場合は、事業対象者（申込み者）の責任であり、この申込みを取り消されても異議はありません。

1 事業対象者（申込み者）の情報

氏名・名称	個人の場合		団体・会社の場合	
	(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 団体等の名称・部署	
		(ふりがな) 担当者の役職・氏名		
住 所	〒			
電 話		F A X		
メールアドレス	P C			
	携帯電話			
※電子データの送受信をするため、可能な限りPCアドレスを登録してください。				

※申込書に記入された個人情報は適正に取扱い、地域産業の6次化以外の目的では利用しません。

(2-2に続く)

2 県南6次化新商品（商品の数は問わない。5商品以上ある場合は、この用紙を複写してください。）

商品の名称	製造・販売者の所在地(市町村)		初回販売・改良年月日		改良の内容	主要な原料（農林水産物）	
	製造	所在地	初回	年月日		名称	産地(市町村)
1	製造		初回				
	販売		改良				
2	製造		初回				
	販売		改良				
3	製造		初回				
	販売		改良				
4	製造		初回				
	販売		改良				
記入例 はちみつ・ゆずジャム	製造	※1 会津若松市	※2 初回	H12.12.12	※5 ビン200gからプラスチック100gにしたほか、パッケージを変更。	※3 はちみつ	※4 西郷村
	販売	白河市	改良	H12.12.12		ゆず	福島市

※1,4 福島県産は、不可。具体的な市町村名を記入すること。

※2 初回(販売)、改良のいずれかを記入すること。

※3 加工品である豆腐、味噌は、不可（この場合、農林水産物の材料である大豆となる）。

※5 デザイン・容器等の外観、原材料・製法等の中身の改良・変更は、可。ラベルだけの変更は、不可。

3 県南6次化PR商品（2商品まで。商品の新旧は問わない。）

商品の名称	製造・販売者の所在地(市町村)		初回販売・改良年月日		改良の内容	主要な原料（農林水産物）	
	製造	所在地	初回	年月日		名称	産地(市町村)
1	製造		初回				
	販売		改良				
2	製造		初回				
	販売		改良				

※1～5 上段の「2 県南6次化新商品」の注意書、記入例を参考としてください。

(様式2) 商品の概要

県南地方6次化商品の概要

商品名			品名	※法律による名称		
商品説明	※40字以内 この様式の内容は、農林事務所がみなさまを訪問し、確認したうえで記入して仕上げるものです。申込み時の提出は不要です。					
カテゴリー (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> 調味料類 <input type="checkbox"/> スナック類 <input type="checkbox"/> 麺類 <input type="checkbox"/> パン・フワアル類 <input type="checkbox"/> 加工肉類 <input type="checkbox"/> 練り製品 <input type="checkbox"/> 加工水産 <input type="checkbox"/> 惣菜類(<input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 冷凍食品 <input type="checkbox"/> 水物) <input type="checkbox"/> 漬物・佃煮 <input type="checkbox"/> 農産乾物 <input type="checkbox"/> 粉類 <input type="checkbox"/> 菓子類 <input type="checkbox"/> 飲料・酒類 <input type="checkbox"/> その他					
希望小売価格 (税抜)	円/商品		JANコード			
内容量	※1		商品の容器	※瓶・缶・ペットボトル・プラスチックカップ等		
賞味期間・消費期間	<input type="checkbox"/> 消費 <input type="checkbox"/> 賞味		保存方法・保存温度帯			
1ケースあたり入数	ケースサイズ			ケース重量		
最低納品単位			納品リードタイム			
原材料	原材料名	産地・漁獲地等		原材料名	産地・漁獲地等	
栄養成分表示 ※2	熱量	kcal	炭水化物	g	成分表示の単位量	
	たんぱく質	g	食塩相当量	g		
	脂質	g	※2 免除規定あり			
アレルギー表示 (義務7品) (推奨20品)	<input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> 落花生 <input type="checkbox"/> あわび <input type="checkbox"/> いか <input type="checkbox"/> いくら <input type="checkbox"/> オレンジ <input type="checkbox"/> キウイフルーツ <input type="checkbox"/> 牛肉 <input type="checkbox"/> くるみ <input type="checkbox"/> さけ <input type="checkbox"/> さば <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 鶏肉 <input type="checkbox"/> バナナ <input type="checkbox"/> 豚肉 <input type="checkbox"/> まつたけ <input type="checkbox"/> もも <input type="checkbox"/> やまいも <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> ゼラチン <input type="checkbox"/> カシューナッツ <input type="checkbox"/> ごま					
食品添加物						
認証・認定等	※ISO、HACCP、有機JAS、HALAL等			販売開始・改良年月	販売開始	改良
営業許可における製造業の許可	営業許可の名称	取得年月日	期間	営業許可の名称	取得年月日	期間
			年			年
			年			年
季節商品等						
関係機関への表示方法の確認	確認機関	確認年月日		関係法令、確認内容		

※1 同一商品で容量の異なる場合は、別途作成すること。

※2 免除規定あり(「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」)